

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホーム長根の森運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友の会 が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下、「小規模多機能ホーム長根の森」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という。)が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「通い」、「訪問」、「宿泊」の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨並びに内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 サービスの提供は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下、「ケアプラン」という。)に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

8 提供するサービスの質の評価(自己評価)を行うとともに、これを市や高齢者支援センターの公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、それらの結果を公表し、改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能ホーム長根の森

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

青森県八戸市長根1丁目2-8

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (介護職員を兼務する)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者のケアプランの作成の取りまとめ、地域の高齢者支援センター・介護事業所等他の関係機関との連携・調整を行う。

(3) 看護職員 1人

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、医療機関との連携を図る。

(4) 介護職員 11人 (管理者の兼務を含む)

サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直又は夜勤1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする

(2) 営業時間

① 通いサービス (基本時間) 9時00分～16時00分まで

② 宿泊サービス (基本時間) 16時00分～翌9時00分まで

③ 訪問サービス (基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29名とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は18名とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は8名とする。

(サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービスを拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動介助

イ. 養護（休養）

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ、買い物等を含む）

キ. 地域における活動への参加

④ 食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

① 日常生活に関する相談、助言

② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言

③ 福祉用具の利用方法の相談、助言

④ 住宅改修に関する情報の提供

⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言

⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

⑦ 家族・地域との交流支援

⑧ その他の必要な相談、助言

(ケアプラン)

第10条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にケアプランを作成する。

2 ケアプランの作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを作成する。

4 ケアプランの作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。

5 ケアプランを作成した際には、利用者に交付する。なお、交付したケアプランは、2年間保存する。

- 6 利用者に対し、ケアプランに基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 ケアプランの作成後においても、常に実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて変更を行う。
- 8 ケアプランの目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(利用料)

第11条 事業者が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護保険負担割合に従う。法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき 2,000 円を徴収する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食 350 円、昼食 490 円、夕食 450 円、おやつ代 100 円 を徴収する。
 - (3) オムツ代は、施設の物を利用した場合はオムツ、リハビリパンツー 200 円/枚、尿取りパットー 100 円/枚を徴収する。また、料金表を定め使用する際はご家族・ご本人に説明する。そのほか、利用明細書へ記載する。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるもの(例えば、歯ブラシ等の個人衛生に係るもの、趣味活動に係るもの等)にかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上、利用者の同意を得る。また併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、下記の通りとする。
 - (1) 窓口による現金払い
 - (2) 当法人指定口座での振込による支払い
 - (3) 口座振替

(通所事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

八戸市

(サービス提供の記録の記載)

第13条 サービスを提供した際には、その提供日数及び内容について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他の必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含むケアプラン、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第16条 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申し込みまたはその家族にサービス内容を説明する文章に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導あるいは助言を受けた場合については、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供したサービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(衛生管理)

第18条 サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理を留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の取得を図る。

(緊急時における対応方法)

第19条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力機関へ連絡するとともに受診時の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進委員会)

第21条 小規模多機能ホーム長根の森が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、八戸市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する高齢者支援センターの職員、及びサービスについての知見を有するものとする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及びに利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 6 当該事業の自己評価を受け、それを定期的に評価し、その結果を公表する

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備、備品等及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第23条 高齢者虐待防止の普及・啓発のための研修を実施し、職員の資質向上を図る。虐待等発生した場合は、施設責任者が責任をもって、速やかに処理するものとする。また、場合によって関係機関に報告する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 隨時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを掲示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切なほかの介護事業所の紹介等その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。
- 6 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者に、介護保険法第73条第2項に規定する認定調査会意見が記載されているときには、当該認定調査会意見に考慮して、事業を提供するものとする。
- 8 サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りの他の不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護事業所またはその従業員に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他財産上の利益を供与しない。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 27年 3月 1日から施行する。
この運営規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、平成 27年 7月 1日から施行する。
この運営規程は、平成 28年 12月 9日から施行する。
この運営規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 元年 6月 28日から施行する。
この運営規程は、令和 元年 12月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。